

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（834））

2. 日時：平成30年4月4日 10時05分～11時20分

3. 場所：原子力規制庁 9階南奥会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、伊藤安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：経理・資材室 室長代理 他2名

5. 要旨

（1）日本原子力発電株式会社から、「東海第二発電所の発電用原子炉設置変更（発電用原子炉施設の変更）に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項（経理的基礎に係る部分に限る）基準への適合」について、不開示処理を行った上で東京電力ホールディングス株式会社及び東北電力株式会社からの受領文書を提示するとの説明であったが、これを改め、当該文書は不開示処理を行わずに、適合性審査会合にて説明したい旨の説明があった。

（2）原子力規制庁から、具体的な内容は適合性審査会合で確認する旨を伝えた。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 発電用原子炉設置変更に係る経理的基礎について指摘事項への回答
- ・ 東海第二発電所の発電用原子炉設置変更（発電用原子炉施設の変更）に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号（経理的基礎に係る部分に限る）基準への適合について